

**就労 （採用内定） 証明書の記入について**

**【 保 護 者 の 方 へ 】**

下記の区分に従い、勤務先から証明をうけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 就労形態 | 証明者 | 添付書類 |
|   |   | **事業所名・就労者氏名が 記載された**  ・ 確定申告書（B控）  ・ 源泉徴収票 ・ 給与明細 ・ 営業許可証（開業年に限る） ・ 事業証明（〃） ・ 登記簿謄本（〃） のいずれかのコピー |
| ・自営者 ・本人が経営する会社に 　就労している方 | 本 人 |
|   |   |
| ・自営従事者 ・親族が経営する会社に 　就労している方 | 事業主または事業所・会社 |
| 会社員・公務員・パート等 | 事業所・会社 |   |

**※就労証明書は就労者１人につき１枚必要です。**

**【 雇用主の方（証明書作成担当の方）へのお願い 】**

琴浦町放課後児童クラブ申込にあたっての保護者の就労状況の確認のため、大変お手数ですが、下記の要領で証明書を作成してくださいますようよろしくお願いいたします。 なお、 この資料は放課後児童クラブ以外の目的には一切使用いたしません。

1． 会社 ・ 事業者の代表者名で証明してください。 なお、支店・営業所等に勤務する場合は、支店長 ・営業所

長等の証明でも差し支えありません。 （証明印として**シャチハタ等は不可**。）

2． 勤務時間は、 証明者の**実際の勤務時間を記入してください。 恒常的に残業等がある場合は、それを含め**

**た勤務時間をご記入ください。**

3． 採用内定 ・ 育児休業取得中の方については、就労予定 ・ 復職後の内容でご記入ください。

4． 派遣・ 臨時・パート ・ アルバイト・その他の方で雇用期間が明確でない場合は、更新の有無に○を付けて下

さい。

5．　**証明書を訂正する場合、 必ず二重線で抹消 ・ 加筆し、 証明者印と同一の訂正印を押印してください**。

（修正液および修正テープによる修正は不可。）

6． 証明の内容について、 後日こちらから問い合わせさせていただくこともありますので、 その際にはご協力を

お願いいたします。

担当 琴浦町役場 子育て応援課 こども未来係 ℡（０８５８）５２−１７０９（直通）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 放課後　　児童クラブ | 児童名 |  | 学年(新) | 年生 |
|  | 年生 |
|  | 年生 |

**就労（採用内定）証明書**

証明日 令和 　年　 月 　 日

琴浦町長 様

所 在 地

事業所名

代表者氏名

電話 　　　　　　（ ）

印

（証明印はシャチハタ等は不可）

　　下記のとおり就労（採用内定）していることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 就労者 | 氏名 |  |
| 住所 | 琴浦町 |
| 雇用形態 | □ 自営 （ 年 月～）（自営従事者・親族が経営する会社に就労している方を含む） 就労者から見た代表者との間柄　〔本人・配偶者・父母・その他（ ）〕 　□ 正規（ 年 月 日～） ※産前産後休暇・育児休暇から復帰される方 （復帰日 年 月 日） 　□ 派遣（ 年 月 日～ 年 月 日・更新（有・無） 　□ 臨時・パート・アルバイト □～ 　 年 月 日・更新（有・無） 年 月 日 　　　　　　　　　　　　 □ 期間の定めなし  ※上記のうち該当するものにチェックしてください。 　□ その他【具体的に： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 】 年 月 日～ 年 月 日・更新（有・無）　　 |
| 仕事の内容 | □事務 □営業 □販売 □製造 □建設 □その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 勤務時間 | 平 日 時 分∼ 時 分 （２４時間表記） **※恒常的に残業等がある場合は、それを含めた勤務時間をご記入ください。**  土 曜 時 分∼ 時 分 （２４時間表記）  土曜日の就労状況 （ ①毎週 ②隔週 ③その他 【 】） ※その他の勤務形態（不規則またはローテーション勤務等）で記載できない場合は、勤務表等のコピーを添付してください。 |
| 勤務日数 | １週あたり平均 日 × ４週間 ＝ １か月あたり　　　　　　　　日 |

※自営等の方は下記のいずれかの**事業所名 ・就労者氏名が記載された添付書類 （コピー可）** が必要です

|  |  |
| --- | --- |
| 自営・自営従業者の方・本人または親族が経営する会社に就労している方の添付書類 | □確定申告書（B控）　　□源泉徴収票　　□給与明細　　□その他（　　　　　　　　　　　）下記は開業年に限り提出可能□営業許可証　　　　　　□登記簿謄本　　□事業証明票　　　　　　 |

**※証明内容に虚偽があった場合には、放課後児童クラブの入所を取り消すこともございますので、予めご容赦ください。**